

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおける  
研究費の適正な運営管理の確保に関する規程



## 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターにおける研究費の適正な運営管理の確保に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）における研究費の運営・管理に関して必要な事項を定め、もって、研究費の適正な取り扱いを確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「研究費」とは、各府省、国立研究開発法人及び地方公共団体等から配分される競争的研究資金等であって、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 内閣府において、競争的研究費制度一覧に掲げる研究費
  - 二 公益財団法人等による研究助成金
  - 三 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金研究開発費
  - 四 企業等との受託・共同研究や治験に関する研究費
  - 五 その他、あらかじめ、理事長が事務委任を行うことを承諾した研究費等
- 2 この規程において、「不正」とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。

### (最高管理責任者)

第3条 研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が研究費の運営・管理等を適切に行うことができるよう、以下各号の役割を担うものとし、率先して不正防止に努める。
  - 一 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
  - 二 基本方針や不正防止計画の策定に当たっては、理事会において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。
  - 三 最高管理責任者が様々な啓発活動を定期的に行い、構成員の意識の向上と浸透を図る。

### (最高管理責任者の代理)

第4条 最高管理責任者が正当な事由により責務を行えない時は、統括管理責任者が最高管理責任者の事務を代理する。

### (統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理についてセンター全体を統括する者として、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、研究部門を担当する理事をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、研究の運営・管理に関わる構成員を対象としたコンプライアンス教育及び啓発活動等の具体的な実施計画を策定する。実施計画については、対象、時間・回数、実施時期、内容等を具体的に示すこととする。また、実施計画に基づく実施状況については、最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 センターの各組織（神経研究所、精神保健研究所、トランスレーショナル・メディカルセンター、メディカル・ゲノムセンター、脳病態統合イメージングセンター、認知行動療法センター、病院）における研究費の運営・管理について責任を負う者として、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項に規定する各組織の長をもって充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に掲げる事項を実施する。
  - 一 自己の所管する組織における研究費の不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。
  - 二 研究費の不正防止を図るため、自己の所管する組織内の研究等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
  - 三 自己の管理監督する又は指導する部局等において、研究の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を実施すること。
  - 四 自己の所管する組織において、構成員が、適切に研究等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(監事)

第7条 監事は、センターの研究の運営・管理について次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況についてセンター全体の観点から確認し、意見を述べる。
- 二 監事は、特に、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング及び内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果について定期的に理事会等で報告し、意見を述べる。

(運営・管理の責任者)

第8条 研究費の運営・管理の責任者は、当該研究費の交付を受けた研究者（当該研究者から研究計画及び研究費を示して研究費による研究を依頼された研究者を含む。以下同じ。）とする。

(行動規範)

- 第9条 最高管理責任者は、研究費の運営・管理に関わる全てのセンター職員（以下「センター職員」という。）に対する行動規範を策定するものとする。
- 2 最高管理責任者は、センター職員に対して、不正行為の防止について意識向上を図るため、研修会の開催その他の必要な措置を講じるものとする。

#### (研究費の使用に関する不正防止計画)

- 第10条 最高管理責任者は、研究費の適正な使用を徹底し、不正防止に向けた運営・管理体制を整備するため、研究費の使用に関する不正防止計画（以下「不正防止計画」という。）を理事会での審議の上で策定しセンター職員に対して周知する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、毎年度、統括管理責任者に不正防止計画の実施状況の報告をする。
  - 3 統括管理責任者は各組織での不正防止計画の実施状況を取りまとめるとともに、次年度の不正防止計画案の取りまとめを行い、最高管理責任者に報告する。
  - 4 研究費不正に係る事案が生じた場合には、統括管理責任者は不正を発生させる要因等に対応し、隨時、不正防止計画の見直しを図る。
  - 5 センター職員は、不正防止計画に定める対策を実施するものとする。

#### (不正防止を担当する部署)

- 第11条 センター全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署は企画医療研究課とする。
- 2 企画医療研究課は、不正防止計画の推進を担当する部署として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
    - 一 不正防止計画の実施を推進し、関係部局と協力して不正発生要因に対する改善策を講じること。
    - 二 統括管理責任者とともに、機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認すること。
    - 三 センター職員への行動規範の周知及び徹底を図るための方策を講じること。
    - 四 公正な研究活動を推進するため、研究者等に求められる倫理規範を習得するための教育を実施すること。
    - 五 監事と連携し必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設けること。
    - 六 その他必要な事項に関すること。

#### (研究費の運営・管理)

- 第12条 統括管理責任者は、研究費の適正な運営・管理のために、必要に応じて各部局の長と協力して、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じるものとする。
- 一 研究費の執行状況及び研究計画の遂行状況の検証に関する事。
  - 二 支出財源の特定及び予算執行状況の把握に関する事。
  - 三 研究者と業者の癒着を防止する対策に関する事。
  - 四 有効に機能する発注・検収業務の仕組みの構築・運営に関する事。
  - 五 納品検収、非常勤職員の勤務状況確認その他の公的研究費の運営・管理体制の整備に関する事。

#### (経理事務)

- 第13条 研究費に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、別に定める場合を除き、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター会計規程（平成22年規程第32号）及び同規程に基づく要領等の規定に準じて取り扱うものとする。

#### (モニタリング及び監査体制)

- 第14条 最高管理責任者は、研究費の適正な運営・管理のためモニタリング及び監査が有効に機能する体制を整備するものとする。

2 内部監査で実施する事項については「国立精神・神経医療研究センターにおける研究費の管理・監査の実施基準」において定める。

(相談受付窓口)

第15条 センターにおける研究費の使用に関する制度、ルール、事務処理手続き等に関するセンター内外からの相談受付窓口を、企画医療研究課に置く。

2 相談受付窓口の長は、研究費に係る事務処理手続きに関して、センター職員に対して分かりやすい形で周知を図るものとする。

3 相談受付窓口の長は、相談受付窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、センターのホームページ等を通じてセンター内外に周知するものとする。

(通報窓口)

第16条 センターにおける研究費の運用・管理に関する通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を、企画医療研究課に置き、同課課長を通報窓口の長とする。

また、通報の方法は、電話、電子メール、文書又は口頭によるものとする。

2 通報窓口の長は、通報窓口の場所、連絡先、受付の方法等について、センターのホームページ等を通じてセンター内外に周知するものとする。

(通報等の取扱い)

第17条 通報は、原則として、顕名により、研究費の不適正な管理又は経理を行ったとする職員等・研究グループ等の氏名又は名称、研究費の不適正な管理の様態その他事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的な理由が示されていなければならない。

2 前項にかかわらず、匿名による通報があった場合、通報の内容に応じ、顕名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

3 報道や会計検査院、学会等の研究者コミュニティ等の外部機関により研究費の不適正な管理又は経理の疑いが指摘された場合、顕名の通報に準じて取り扱う。

4 受付窓口は、第1項の一部又は全部に不備があるときは、当該通報の内容について、通報を行った者（以下「通報者」という。）に対して確認又は補正の指示をすることができる。

5 受付窓口は、通報を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告する。

6 統括管理責任者は前項の報告を受けたときは、同条第1項から第3項までの通報の用件の具備を確認の上、速やかに当該通報の内容を最高管理責任者に報告する。

7 最高管理責任者は、前項の報告を受けたときは、統括管理責任者に通報内容の合理性等について予備調査を行うよう命じることができる。予備調査を行うに必要な者は、職員の中から最高管理責任者が予備調査員として指名するものとする。

(通報者・被通報者の取扱い)

第18条 受付窓口の職員及びこの実施基準に定める業務に携わる者は、通報者、被通報者、通報内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏洩してはならない。

2 悪意による通報防止のため、調査の結果、悪意に基づく通報が判明した場合、通報者の氏名の公表及び懲戒処分を行うことができる。

3 センター並びに各部門は、単に通報したことや通報されたことのみを理由に通報者及び被通報者に対し、解雇や懲戒処分等の不利益な扱いを行ってはならない。

(通報等に関する事案の調査)

- 第19条 通報を受け付けた後、第17条第7項に定める予備調査員が行う予備調査の結果について、統括管理責任者は最高管理責任者へ報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、当該事案に係る本調査を実施するか否かを決定し、その結果を資金配分機関に報告するものとする。本調査を行う必要があると判断した場合、第22条に規定する研究費調査委員会（以下「調査委員会」という。）を招集し本調査を行うものとする。ただし、委員の中に被通報者がいる場合は当該委員を調査委員会に出席させないことができる。
- 3 最高管理責任者は、前項により決定した本調査の要否を告発等の受付から30日以内に当該通報者及び資金配分機関に通知する。この場合において、被通報者がセンター以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に対しても本調査を実施する旨通知するものとする。なお、本調査を行う必要がないと判断した場合は、その旨を理由とともに通報者に通知する。
- 4 研究費の研究活動及び経理、並びに運営に携わった者（以下「関係者」という。）は、予備調査員及び調査委員会の調査にあたっては、誠実に対応しなければならない。
- 5 関係者は、予備調査員及び調査委員会から資料の提出、閲覧、現地調査への協力等を求められた場合には、これに応じなければならない。
- 6 関係資料の調査にあたっては、他の方法により適切な資料の入手が困難な場合又は関係資料の証拠隠滅が行われると考える合理的な理由がある場合、最高管理責任者は、調査に関連する場所の一時閉鎖や関係資料の保全、研究費使用の一時停止などの措置を行わなければならない。
- 7 調査委員会は、被通報者に対し相当の期間を定めて、書面あるいは口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 8 被通報者は、弁明によって研究費の不適正な管理又は経理の疑惑を晴らそうとする場合、自らの責任において研究の正当性を、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 9 被通報者が、見積書・納品書・請求書などの書類や購入物品の不存在など、本来示すべき基本的な資料の不足により証拠を示せない場合には、研究費の不適正な管理又は経理が存在したとみなされる。ただし、その責によらない事由により上記の資料を示せないなど、不存在に合理的な理由があると調査委員会が認めた場合を除く。
- 10 調査委員会は、研究費の不適正な管理又は経理が存在しなかつたことが確認された場合、被通報者の研究活動の正常化及び名誉回復のために十分な措置を取らなければならない。
- 11 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について資金配分機関に報告、協議しなくてはならない。

(審理及び調査結果の公表、処分)

- 第20条 調査委員会は、不正行為の有無及び程度について審理の上、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、並びに不正使用の相当額等について認定した調査結果をまとめて最高管理責任者へ報告するものとする。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告を基に、調査結果を速やかに通報者及び被通報者（被通報者以外で研究費の不適正な管理又は経理に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に書面で通知するとともに、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する（付属資料1）。この場合において、被通報者がセンター以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

- 3 最高管理責任者は、研究費の不適正な管理又は経理が存在するとの調査報告を受けた場合、次の各号に掲げる措置をとるものとする。
  - 一 研究費の使用停止、返還措置等に関する部門の長又は被通報者へ勧告すること。
  - 二 定期的な報告の義務付け等、継続的な指導を行うこと。
  - 三 資金配分機関、関連論文掲載機関、関連教育研究機関等への通知及びこれらの機関との協議を行うこと。
  - 四 その他研究費の不適正な管理又は経理の排除のために必要な措置をとること。
- 4 最高管理責任者は、期限までに調査が完了しない場合でも、調査の中間報告を資金配分機関に提出すること。調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告すること。資金配分機関の求めにより、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出すること。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じること。
- 5 最高管理責任者は、研究費の不適正な管理又は経理が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表事項について被通報者の意見がある場合には、その意見も合わせて公表するものとする。
- 6 最高管理責任者は、本調査の結果、研究費の不適正な管理又は経理と認定された場合は当該研究費の不適正な管理又は経理に関与した者に対してセンター職員懲戒規程等に従って処分の手続きを行うものとする。

#### (調査委員会の設置)

- 第21条 研究費の取扱について調査が必要と判断された場合、最高管理責任者は調査委員会を設置するとともに、統括管理責任者に対し、本調査の実施を指示する。
- 2 統括管理責任者は、委員会の委員長を務める。また、次項に定める委員の中から副委員長を指名することができる。
  - 3 調査委員はすべての委員が通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者で構成されるものとし、最高管理責任者がセンター内の部長職以上の者7名程度を指名するとともに外部委員を1名以上委嘱する。なお、外部委員は弁護士や公認会計士等の専門家を充てることとする。
  - 4 調査委員会の審議経過については、議事録を作成する。
  - 5 調査委員会に関する事務は、企画医療研究課が担当する。

#### (調査委員会が行う業務)

- 第22条 調査委員会の業務は次の各号に掲げるものとする。
- 一 研究費の使用に関して、不正な事実の有無の調査に関すること。
  - 二 調査の結果を最高管理責任者へ報告すること。
  - 三 調査の結果により不正と判断された場合、不正行為の発生状況を分析し最高管理責任者へ報告すること。

#### (その他)

- 第23条 この規定に基づき通報を行った者については、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター内部通報事務手続規程(平成22年規程第54号)第三章の規定(ただし、第13条第2項の規定を除く。)を準用する。この場合において、同規程第9条、第10条及び第12条中「通報相談者」とあるのは「通報窓口の長」と、第9条中「通報を行った内部の職員等」とあるのは「通報を行った者」と、第11条中「内部の職員等」とあるのは「通報を行った者」と読み替えるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、センターにおける研究費の運用・管理に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成25年規程第11号)

(施行期日)

この規程は、平成25年6月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成27年規程第2号、第12号、第14号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和7年規程第34号)

(施行期日)

この規程は、令和7年12月1日から施行する。

(付属資料 1)

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) 平成19年2月  
15日(令和3年2月1日改正) 文部科学大臣決定より抜粋

報告書に盛り込むべき事項

□ 経緯・概要

- 発覚の時期及び契機 (※「告発(通報)」の場合はその内容・時期等)
- 調査に至った経緯等

□ 調査

○ 調査体制

(※ 第三者〔当該機関に属さない弁護士、公認会計士等〕を含む調査委員会の設置)

○ 調査内容

- ・ 調査期間
- ・ 調査対象
  - (※ 対象者(研究者・業者等)、対象経費〔物品費、旅費、謝金等、その他〕)
  - (※ 当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。)
- ・ 調査方法 (例:書面調査〔取引業者の売上げ元帳との突合等〕、ヒアリング〔被告発者及び関係者からの聞き取り〕等)
- ・ 調査委員会の開催日時・内容等

□ 調査結果(不正等の内容)

- 不正等の種別 (例:架空請求〔預け金、カラ出張、カラ雇用〕、代替請求等)
- 不正等に関与した研究者 (※共謀者を含む。)
  - ・ 氏名(所属・職(※現職))、研究者番号
- 不正等が行われた研究課題
  - ・ 研究種目名、研究期間、研究課題名
  - ・ 研究代表者氏名(所属・職(※現職))、研究者番号
  - ・ 交付決定額又は委託契約額
  - ・ 研究組織(研究分担者氏名(所属・職(※現職))・研究者番号)
- 不正等の具体的な内容 (※可能な限り詳細に記載すること。)
  - ・ 動機・背景
  - ・ 手法
  - ・ 不正等に支出された競争的研究費等の額及びその使途
  - ・ 私的流用の有無
- 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

□ 不正等の発生要因と再発防止策 (※当該研究者が関わる他の競争的資金等も含む。)

- 不正等が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制
- 発生要因
  - (※被告発者側の要因、機関の管理体制の要因も含め可能な限り詳細に記載すること。)
- 再発防止策

□ 添付書類

(例:交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的研究費等の受取口座の写し、その他参考資料(証憑類等)等)

■ その他（機関における当該事案への対応）

（例）関係者の処分、交付中又は委託契約中の競争的研究費等の取扱い、刑事告発等

\* 必ずしも当該報告書に盛り込む必要はないが、機関における当該事案への対応が決定次第、速やかに配分機関に報告することとする。

（報告書作成例）

※「報告書に盛り込むべき事項」を満たしていれば、必ずしもこの様式による必要はありません。

○○○○○第〇号

令和〇年〇月〇日

（配分機関 殿）

○○○○○

理事長 ○ ○ ○ ○ 印

○○○の不正等について（報告）

○○年度「○○○○○○事業（競争的研究費等の名称）」において○○○が行われたことが判明しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 経緯・概要

発覚の時期及び契機（※「告発（通報）」の場合はその内容・時期等）  
調査に至った経緯等

2 調査

（1）調査体制

調査委員会の構成

（※ 第三者【当該機関に属さない弁護士、公認会計士等】を含む調査委員会の設置）

（2）調査内容

調査期間

調査対象者（※対象者（研究者・業者等））

調査対象研究課題・経費

（※ 当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む。）

（※ 経費【物品費、旅費、謝金等、その他】）

調査方法（例：書面調査【取引業者の売上げ元帳との突合等】、  
ヒアリング【被告発者及び関係者からの聴き取り】等）

調査委員会の開催日時・内容等

3 調査結果（不正等の内容）

（1）不正等の種別

※ 例：架空請求【預け金、カラ出張、カラ雇用】、代替請求等

（2）不正等に関与した研究者（※共謀者を含む。）

氏名（所属・職（※現職））	研究者番号

(3) 不正等が行われた研究課題（※該当する研究課題分作成）

研究種目名	研究期間				
研究課題名					
研究代表者氏名（所属・職（※現職））					
研究者番号					
交付決定額又は委託契約額 (単位：円)					
○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度	○○年度
研究組織（研究分担者氏名（所属・職（※現職）・研究者番号））					

(4) 不正等の具体的な内容（※可能な限り詳細に記載すること。）

- ・動機・背景
- ・手法
- ・不正等に支出された競争的研究費等の額及びその用途
- ・私的流用の有無

(5) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

(6) 不正等に支出された競争的資金等の額（※該当する研究課題ごとに該当する年度分作成）

○○年度（内訳） (単位：円)

費目	交付決定額 又は 委託契約額	実績報告額	適正使用額	不正使用・不適切使用額
物品費	—			
旅費	—			
謝金等	—			
その他	—			
直接経費計				
間接経費				
合計				

4 不正等の発生要因と再発防止策（※当該研究者が関わる他の競争的研究費等も含む）

- (1) 不正等が行われた当時の競争的研究費等の管理・監査体制
- (2) 発生要因  
(※被告発者側の要因、機関の管理体制の要因も含め可能な限り詳細に記載すること)
- (3) 再発防止策

5 添付書類一覧

(例：交付申請書、交付決定通知書又は委託契約書、収支決算報告書、確定通知書、競争的研究費等の受取口座の写し、その他参考資料（証憑類等）等)